

発話機能と発話内行為

山岡政紀

0. はじめに

筆者は、言語構造と言語機能の相関をめぐる理論体系の構築を目指している。本稿では、筆者が意図する「発話機能論」が何を指向しているかを示す。そのために、まず Bühler の言語機能論について言及し、続いて Searle に代表される発話行為論のどういう点が発話機能論に援用できるのかを、その本質的な違いに十分留意した上で述べる。

1. 発話機能論に関連する諸理論

言語機能¹⁾、すなわち、人間の生きる営みの中で、言語はいかなる機能を果たすのか、については、これまで様々な言語哲学上の見解、社会言語学の見解が提出されてきた。[表1]として、言語機能の諸説のうちから主要な三説を、対応関係を考慮しつつ示した。

それぞれに定義が異なるため、対応関係は正確なものではないが、概略としてこの表のように対応している。このうち Bühler の説は諸説の中でも最も基本的で、しかも本質をよく捉えている。後のものはすべてこれを何らかの方向に拡張したものと言ってよい。Jakobson は、人間の言語活動をより詳細に観察し、挨拶や相づちなど、言葉を交わすことの機能＝話しかけ機能 (phatic) や、言語研究や言葉遊びなどにおける記述用言語の機能 (metalinguistic) を、それぞれ一つの機能と認めることによって、言語の周辺的な機能をも射程に入れた。また、Hartmann & Stork の場合は、描写機能 (representational) と伝達機能 (communicative) とが一つの発話に同時に機能するなど、言語機能の

重層性を見積もった見解として出されている。

〔表1〕言語機能の主要な三説（出典の次行は訳語の出典）

Bühler 1934	Jakobson 1960	Hartmann & Stork 1972
脇坂他訳1983	伊藤他訳1980『ラールス』	大塚・中島監修1982
Ausdruck 表出	emotive 情動的機能	expressive 表出機能
Darstellung 叙述	referential 指向機能	cognitive 認知機能
		representational 描写機能
		communicatives 伝達機能
Appell 呼びかけ	conative 働きかけ機能	appellative 訴え機能
	poetic 詩的機能	
	phatic 話しかけ機能	
	metalinguistic 記述用言語の機能	

さて、本稿が目指すのは、言語総体の一般的機能ではなく、個々の発話の機能についての理論である。形態素や単語の機能ではなく、談話 (discourse) としての機能でもなく、文を単位とし、それが発話として人間のコミュニケーションの営みの中でどう機能するかを記述していきたいと考える。これを一貫して発話機能と呼ぶことにする。この時点で発話機能を定義すると、「人間が生きる営みの中で言語を用いて何かの行為を行おうとするときに、その目的達成のために、言語活動の素材である個々の文に対して話者が託す機能」ということになる。そして、発話機能をめぐる理論が発話機能論である。

言語機能の諸説は発話機能について考察する上で、参考になるだろうか。上に挙げた三説で発話機能に置き換え可能なのは、結局のところ、Bühler の単純な図式に限られる。他の説は、文という単位の機能とは言えないものを含んでいたり、一つの文が発話されることを何段階かの機能の集積と見たりして、複雑化しているために、発話機能論からは距離がある。

半世紀をさかのぼるが、Bühler の説を引用しつつ、日本語の発話機能につ

いて論じた先行研究があった。佐久間 (1941) である。そして仁田 (1979), 同 (1985) は, 佐久間の説を援用したとは明言しないものの, 佐久間が用いた訳語と同じ用語によって, 「表現類型」, 「伝達のムードの人称指定」を論じている。これほど用語上の影響関係が顕著でなくても, 他にも, モダリティを基準として日本語の「文類型」を試みた論考は, 奥田 (1996) などがそうであるように, 必ずと言ってよいほど発話機能論の色彩を帯びている。

本稿で言語機能論を考察の出発点とする背景の一つは, このように, 現代日本語文法におけるモダリティ論が, 結果として Bühler の理論から多大な影響を受けているからである。日本語モダリティ論史については別稿にて詳しく論じることにするが, とりあえず, 本稿では Bühler, 佐久間の言語機能論を既存の発話機能論を代表するものと考えことにする。

更に, 言語哲学の一つの分野を成す発話行為論 (speech act theory) において, Searle の発話内行為 (illocutionary act) が, 発話機能論に急接近した。これらはいわば, 異った関心からスタートして同じ一つのゴールに近づいてきたようなものである。この対応関係を [表 2] に示す。

[表 2] 発話機能論と日本語モダリティ論と発話行為論の対応関係

発話機能論		日本語モダリティ論		発話行為論
Bühler 1934	佐久間1941	仁田1979, 同1985		Searle 1979b
Ausdruck	表出	表出型	～タイ, ～ヨウ	expressives
Appell	うったへ	訴え型	～シロ, ～スルナ	directives
Darstellung	演述	演述型	状況描写文, 判断文	assertives
				declarations
				commissives

2. Searleの発話行為論について

発話行為論の理論構築には多数の研究者が関与しているが, 主要な主張をなしてきたのは, J. L. Austin, J. R. Searle, D. Vanderveken の三者に集約される。十分に知られている彼らの主張を改めて繰り返すことはしないが, 発話機

能との関わりという視点をもって確認しておきたい。

2.1. AustinとSearle

言語哲学者 Austin の最大の関心は、「日常言語の非論理性を論理的に示すこと」だったのではないかと筆者は理解している。彼が “I promise to come.” のような遂行文 (performative sentence) に関心を持ったのも、それが真偽値を有しないという揺るぎない事実注目したからであった。Austin (1962) では発話行為 (locutionary act), 発話内行為 (illocutionary act), 発話媒介行為 (perlocutionary act) の別が提示されるが、その関心の中心が常に遂行動詞にあったことは、彼が施した発話内行為の分類を見るとよくわかる。ここでは、彼が挙げた発話内行為動詞の語例の中から三つずつを例として挙げる (訳語は坂本訳 (1978) による)。

Verdictives (判定宣告型) : acquit (無罪とする), convict (有罪とする),
rate (見積もる)

Exercitives (権限行使型) : appoint (任命する), order (命令する),
dismiss (免職する)

Commissives (行為拘束型) : promise (約束する), contract (契約する),
intend (意図する)

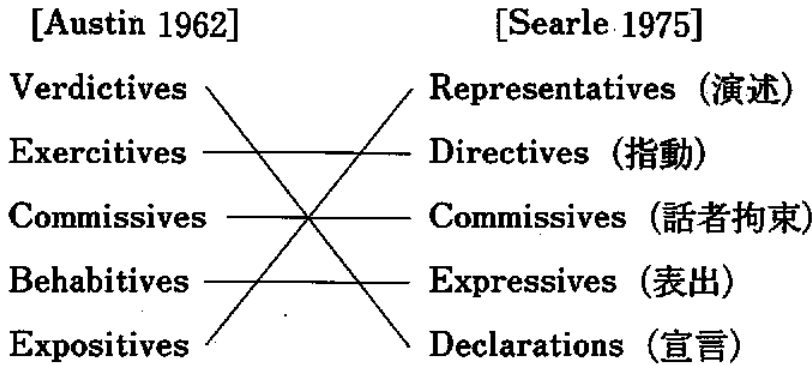
Behabitives (態度表明型) : apologise (謝罪する), thank (感謝する),
congratulate (祝う)

Expositives (言明解説型) : affirm (肯定する), deny (否定する),
state (陳述する)

Austinは英語において一つの発話内行為に一つの明示的遂行動詞 (explicit performative verb) が対応すると考えていたのである。この段階の発話行為論は論理哲学的色合いが濃く、まだ発話機能論への接近は見られない。

これに対して Searle (1975) では、発話行為と発話内行為との区別を批判するなど、Austinの理論の重要な部分に大きな変更を加えた。そして、最も重要だと思われるのが、彼が新たに提案した発話内行為の五分類である。Austin

の五分類と合わせて示す (訳語については 2.3. で考察する)。



分類の基本的な大枠は変わっていないので、対応関係を線で結んで示したが、名称は Commissives 以外はすべて変えている。定義を大幅に変えたためである。Austin の定義では、同じ発話内行為が複数の型にまたがって分類されたり (例えば、describe が Verdictives と Expositives の両方に重複して属す) しているのに対し、Searle は重複が起きないように定義を厳密にした (Searle の分類では describe は Representatives に属す)。

さらに重要な点は、考察対象を拡大したことである。Austin の発話行為論の最大のポイントは明示的遂行動詞と遂行文の研究にあったと言っても過言ではない。それに対し、Searle は、明示的遂行動詞を持たない一般的な文に対して (一語文などの特殊な例を除く)、発話内目的 (illocutionary point)、発話内効力 (illocutionary force) をそなえていることを論じた。従って、Austin のように遂行動詞を列挙するようなことは、Searle は行っていない。そのかわりにあらゆる発話の発話内行為を記述するために、そのための適切性条件 (felicity conditions) を詳細に記述している。

日本語で考えても、Searle の批判はうなずける。「転勤を命じる」という文は確かに「命令」という発話内行為が遂行動詞「命じる」によって表現された遂行文である。Austin の関心は主にこの種の文に向けられている。しかし、「転勤しなさい」という発話もれっきとした命令行為であり、「君に転勤してもらったよ」、さらには「地方で鋭気を養うのも悪くないと思うがどうだろうか」といった間接発話行為 (indirect speech act) さえも、発話者の権限を保障する準備条件 (preparatory condition) などが満たされるなら、命

令という目的が意図された命令行為に範疇化できるのである²⁾。このように Searle の発話内行為の理論は、実際の発話から抽象的な発話内効力 (illocutionary force) を記述するという性質によって、言語哲学から言語学 (語用論) の領域にスライドしてきたと言えよう。

2.2. Searle の発話内行為の五分類

Searle (1979b) における発話内行為の五分類について概略を整理しておきたい。

- I assertives (演述行為) 物事のあり様を聴者に伝える
合致の方向：言葉を世界に合致させる
- II directives (指動行為) 聴者に行為をしむける
合致の方向：世界を言葉に合致させる
- III commissives (話者拘束行為) 話者自らの行為を拘束する
合致の方向：世界を言葉に合致させる
- IV declarations (宣言行為) 発話とともに世界に変化を生じさせる
合致の方向：言葉を世界に、世界を言葉に、双方への合致
- V expressives (表出行為) 感情や態度を表出する
合致の方向：無し (世界と無関係)

「合致の方向」(the direction of fit) というのは、世界と言葉との関係づけ方の方向性のことである。この場合の「世界」とは認識論的な意味での世界のこと、現象世界とか客観世界などと言い換えてもよい。話者は発話において必ず、その発話と世界とを関係づけるのだが、その関係づけ方の違いが発話内行為の違いを特徴づけている。演述行為 (assertives) の例としては、「雨が降っている」という報告は、現象世界の天候のあり様を言葉で描写している。つまり、世界に言葉 (= 命題内容) を合致させている。また、唯一真偽値を有する。指動行為 (directives) の例としては、「手を挙げろ」という命令は、聴者がその命令に従った行動を取ることによって現象世界を変化させようとしている、つまり言葉 (= 命題内容) に世界を合致させる発話である。話者拘束行為

(commissives) も、合致の方向においては指動行為と同じである。宣言行為 (declarations) の場合は、発話時と同時に行為を遂行することになるので、発話と世界の変化とが同時だと考える。従って、合致の方向は双方向になる。表出行為 (expressives) の場合、表出するのは話者の内面の心理的状态であり、現象世界のできごとではない。従って、真偽値もない。雨が降っていないのに話者の誤認によって「雨が降っている」と言うのは偽の演述行為だが、感謝していないのに「ありがとう」と言うのは、偽の表出なのではなく、誠実性条件 (sincerity condition) に抵触するため、表出行為それ自体が不成立になる。

Searle (1979b) は、各発話内行為から仮設された行為遂行動詞と、適切性条件からもたらされる英語の構文上の制約によって、文の深層構造 (deep structure) を記述している。

I assertives (演述行為) ものごとのあり様を聴者に伝える

誠実性条件：話者 S が命題 P に対する信念を有する

命題内容条件 (propositional content condition)：なし

深層構造：I verb (that) + S.

II directives (指動行為) 聴者に行為をしむける

誠実性条件：話者 S が聴者 H に対し、行為 A の実行を求めている

準備条件 (preparatory condition)：聴者 H が当該の行為 A を実行可能である

命題内容条件：聴者 H が未来の行為 A を行う

深層構造：I verb you + you Fut Vol Verb (NP) (Adv) .

III commissives (話者拘束行為) 話者自らの行為を拘束する

誠実性条件：話者 S が当該の行為 A の実行に対して意図をもつ

準備条件：話者 S が当該の行為 A を実行可能である

：聴者 H が話者 S に対し、行為 A の実行を求めている

命題内容条件：話者 S が未来の行為 A を行う

深層構造：I verb (you) + I Fut Vol Verb (NP) (Adv)

IV declarations (宣言行為) 発話とともに世界に変化を生じさせる

準備条件：話者Sが当該の行為Aを実行し得る立場にある

命題内容条件：話者Sが現在の行為Aを行う

深層構造：I verb NP₁ + NP₁ be pred :

I declare + S .

I verb (NP) .

V expressives (表出行為) 感情や態度を表現する

誠実性条件：話者Sが心理状態Mを経験している

命題内容条件：話者Sに現在の心理状態Mがある

深層構造：I verb NP₁ + NP₁ be pred :

2.3. 発話内行為分類の日本語訳について

ここで、上で用いた発話内行為五分類の訳語について、整理を行いたい。Searle が現在の五分類を確立した Searle (1979b) を含め、それ以降の Searle の主要な文献には、今のところ日本語訳が出されていない。そこで、Searle の五分類を引用して紹介した四つの文献の日本語訳を図示したのが [表3] である。

[表3] 発話内行為の五分類 (Searle 1979b) に対する各邦訳 (ローマ数字は提示順)

引用文献 日本語訳	Leech 1983 池上・河上 87	Levinson 1983 安井・奥田 90	May 1993 澤田・高司 96	Vanderveken 1990 久保監訳 97
範疇の名称 その訳語	illocutionary act 発話内行為	illocutionary force 発話内的力	speech act 言語行為	illocutionary point 発語内目的
I assertives	I 断定型	I 陳述表現型	I 主張型	I 言明
II directives	II 行為指示型	II 指図型	II 指令型	III 行為指示
III commissives	III 行為拘束型	III 行為拘束型	III 確約型	II 行為拘束
IV declarations	V 宣言	V 宣言型	V 宣言型	IV 宣言
V expressives	IV 表出型	IV 感情表出型	IV 表出型	V 感情表現

ただし、Levinson に限り、Searle (1976) を引用しており、I は repre-

sentatives である。

できる限り従来用いられている訳語を用いたいが、各説の異同も考慮に入れて、最終的にはある程度の変更が必要と判断し、結果的に本稿では [表 4] の訳語を採用することにした。早く訳語が定着することを望む。

[表 4] 発話内行為の五分類 (Searle 1979b) に対する本稿の訳語

Searle 1979b	本稿
illocutionary acts	発話内行為
I assertives	I 演述
II directives	II 指動
III commissives	III 話者拘束
IV declarations	IV 宣言
V expressives	V 表出

訳語の根拠等については、以下の通りである。

最も頭を悩ませたのが、assertives の訳である。[表 3] の通り、訳語が全く統一されていない。動詞 assert は、一般的に「断定」と訳されることが多いが、「断定」だと「推量」や「疑問」と対比されてしまう面がある。assertives は推量や伝聞など、話者にとって真偽が不確実なものも含んでいなければならない。「陳述」の場合は、日本語文法の用語として特殊な意味を付与されて使われてきたので、やはり避けたい。もともと Searle は、Frege が用いていた認識論上の用語 assertion を援用したものだが、哲学用語としては「主張」と訳されることが多い。澤田・高司訳はそのことを考慮したものと考えられる。しかし、これも言語学用語としては主観性が強く出すぎる点で誤解を招く恐れがある。「言明」もまた自己責任の強さと、自身の行為への関与性から、むしろ commissives の訳語と取られかねない。

このように、「断定」、「主張」、「言明」は訳語の一般的な意味が原語 assertives の意味と正確に対応していない。一般的な意味として近いと感じられる「陳述」は反対に既存の用語法と合わない。すると、この際、一般に用いられ

ない独自の文法用語を用いた方がむしろよいと考える。

本稿では、佐久間 (1941) が造語した「演述」をこれに最も近いものとして用いる。第1節でも論じたように、佐久間は、Bühler の言語機能論を応用しつつ発話機能について論じた。演述はその際に *Darstellung* に当てられた訳語である。そこで、発話機能論と発話行為論とを積極的に収束させたいとの考えから、この訳語を援用することにする。なお、Bühler (1934) には脇坂他訳があるが、そこで *Darstellung* に当てられた「叙述」も、本稿では他の限定した意味に用いたい用語なので避ける。

[表5] Bühler の「言語の三機能」の訳語と Searle の発話内行為

Bühler 1934	佐久間1941	脇坂他訳1983	Searle 1979b
Ausdruck	表出	表出	expressives
Appell	うったへ	呼びかけ	directives
Darstellung	演述	叙述	assertives

directives と commissives も適当な訳語がない。池上・河上訳については、directives の「行為指示」は聴者に対しての行為であることがわかるが、commissives の「行為拘束」は、それが話者の行為を拘束する発話であることが名称に表現されていない。それに比べれば、澤田・高司訳の「指令」と「確約」の方が Searle の意図から外れてはいない点でよりよい。ただし、意味的に限定されすぎである。通常、「指令」は、directives の一つである「命令」のうち、行使者の権限が特に強いものについて言う用語であって、「助言」や「許可」などを含むとは言い難い。「指図」についても同じことが言える。「確約」も同様に、commissives の一つである「約束」の、しかも程度的に強いものについて言うべきものである。

本稿では、directives については新たな造語「指動」を用い、commissives については「話者拘束」とする³⁾。

expressives に関しては「感情表現」も重大な問題はない。しかし、佐久間の用語とも共通している「表出」の方を取りたい。

以上のような考えに従って、本稿では [表4] のように訳語を採用した。

3. 発話内行為から発話機能へ

Searle の段階で、発話内行為の理論は一気に発話機能論に接近したと言える。確かに、文を分類していく立場から言えば、発話機能の類型と発話内行為・発話内効力の類型とが類似しているのは必然的なことである。発話内効力が遂行されることで発話の機能が果たされるからである。

それでは、相違していた部分については何に由来するのだろうか。[表2] を見ても欄外にはみ出した2点の相違がはっきりと見て取れる。

まず宣言 (declarations) については、Austin にとって中心テーマだった明示的遂行文について、発話者の特殊な権限を準備条件とした上で、一つの発話内効力を持つものとして独立させている。このように Austin の論理的な理論から引き継いだ部分に関しては、発話機能論に対応物がない。

話者拘束 (commissives) については、適切性条件の綿密さに関する違いであると言えよう。つまり、commissives は、直接的な文の機能としては「意志の表出」に相当するが、発話内効力としては話者自身の未来の行為を拘束する「約束」や「宣誓」などの効力が生じる。それに対して、単なる意志表出は、話者の行為を拘束しないもので、commissives ではなく、むしろ expressives としなければならない。このように Searle の理論が言語学の語用論の発想を大幅に取り入れたために、発話機能論の側に対応物がないのである。

さらに、より本質的な相違に注目すべきである。Searle の理論は急速に言語学 (語用論) の理論を取り入れたものの、依然として「行為」の理論であって「言語」の理論にはなっていないのである。どういうことか、一例を挙げて説明したい。

演述 (assertives) の誠実性条件 (sincerity conditions) は「話者 S が命題 P に対する信念を有する」となっているが、もし話者が虚偽とわかっている事実を聴者に伝えたとしたら、Searle の立場ではその発話は演述行為を遂行していないことになる。つまり、雨が降っていないとわかっている「雨が降って

いる」と言った場合にはそれは演述行為を遂行していないことになる。それは、発話行為に限らず、人間のあらゆる行為において、意図 (intention) というものが大前提にあると Searle は考えているからである。例えば、ある人物が目のあるボタンを押してみたらそれがたまたま爆弾のスイッチだったとしよう。Searle の理論によれば、その人物は《スイッチを押す》行為を行ったとは言えるが《爆弾を爆破する》行為を行ったことにはならないはずである。行為者が意図していないからである。それは客観世界の物理的連関がたまたまそうになっていたに過ぎない。このように処理しなければ、一つの行為と影響関係にある現象をすべて、同時に遂行された別の行為として記述しなければならなくなる。また、そのように意図というものを考慮しないと、人間だけが行う行為の記号性を、動物の行為から峻別できなくなってしまう。「スイッチを押す」などという極めて記号性の強い行為は人間にしかできないものでなければならない。たまたま犬がスイッチを踏みつけて爆弾が爆破されてもそれを爆破行為と見なすわけにはいかないのである。このように考えると、Searle が「行為」の理論として意図を重視することは正しい。

しかし、言語には行為としての記号性以前に、その素材である文や語自体が記号性を有している。つまり、「雨が降っている」という文を発話することは、話者の意図や信念とは無関係に、その発話自体の記号性によって、聴者に対して (時には意図せざる) 機能を果たしてしまうのである。従って、行為の理論ではなく、言語の理論として考えた時には、「雨が降っている」という発話は、話者の意図の如何にかかわらず、一定の機能を果たしていると考えべきである。つまり、「行為を遂行すること」と、「機能を果たす」こととは違うのである。

先の例で言えば、「爆弾のスイッチの仕組み」は爆弾を爆破させる機能をもっている。行為の研究者とは別に、工学技術者がその機能を研究するように (ただし創造的に)、行為の研究者とは別に、言語学者は言語の機能を研究しなければならないのである (ただし記述的に)。

念のため付け加えると、この区別は、Searle の言う、発話内効力と発話媒介効果 (perlocutionary effects) の区別と結果的に重なる部分があるが、本質

的に異なる。例えば、話者が聴者に転勤を命じる時に、そのことで聴者が怒り、遂には退職を決意するに至ったとしても、それは発話内効力ではなく、発話媒介効果だとする、というものである。それはより複雑な前提や話者と聴者の人間関係によって非意図的に生じた効果であることから Searle は区別したのだが、本稿の立場で言えば、意図的かどうか、というより、それは発話された言語の機能と言えるかどうか、という点で区別されなければならないと考える。

このように本稿では、行為の理論としての発話行為論ではなく、言語の機能の理論を言語の側から考えようとするものであり、本質的に異なるのである。しかし、そういった本質的な違いにもかかわらず、発話行為論は大部分において、発話機能論に対して有益な多くの知見を提供してくれている。例えば、準備条件の多くは言語がどういう状況下でその機能を発動させるか、について重要な知見を与えてくれている。

Searle の発話行為論が言語学の諸領域と重なっていることは、複数の研究者によっても指摘されている。Levinson (1983:243) は発話内行為を文類型 (sentence type) の理論であると指摘している。Palmer (1986:13) は、Searle の発話内行為について「モダリティの議論に有益な枠組みを提示してくれる」と述べている。May (1993:132) は、発話内行為と統語論上の法 (mood) との類似を指摘し、直説法 (indicative mood) と描写 (representatives), 命令法 (imperative mood) と指動 (directives) の対応関係について言及している。

彼の理論は依然として説得力を有しており、言語学者、言語哲学者、Leech や May などの語用論学者から、大方の支持を得ている。用語については、Searle (1979b) で Searle (1975) を再録するに当たって、representatives を assertives に改めたことが一度あるが、それ以降、Levinson などによる批判を受けながらも、全体の枠組みを変更することなく今日まで維持している。現在では、Vanderveken によって、この五分類を基本的枠組みとする議論が継続されている。本稿では、本質的な違いに十分な配慮をしながらも、Searle の理論を発話機能論として大いに応用したいと考えている。

4. 人間の諸行為の理論的枠組み

[図1] 人間の諸行為の記号性の概略的な図式

[人間の諸行為]		[高次の行為]
【動物的行為】		
姿勢を取る行為	立つ, 座る, 寝る, もたれる, 背負う, ……	
移動行為	走る	逃げる, 追う
	歩く, 這う, 転がる, 泳ぐ, ……	ある場所へ向かう
生理的行為	眠る, 呼吸する, 排泄する, 交尾する, ……	
飲食行為	食べる, 飲む, 噛む, 吸う, なめる, ……	
発声行為	うめく, なく, 叫ぶ, 黙る, ほえる, ……	
【人間的行為】		
発声行為	歌う, 笑う, 怒鳴る, つぶやく, ……	
身振り行為	首を横に振る	〈否定する〉
	手を小さく振る	
	頭を下げる	〈挨拶する〉
道具を使う行為	ボタンを押す, スイッチをひねる, ……	器械を操作する
	アクセルを踏む, ハンドルをまわす, ……	自動車を運転する
	息を吹き込む, 穴を指で押さえる, ……	笛を吹く
	スイッチを入れる, キーをたたく, ……	ワープロを打つ
	カメラを向ける, シャッターを押す, ……	写真を撮る
裁縫行為	寸法を測る, 裁断する, 折る, 縫う, 刺繍する, ……	洋服を仕立てる
装着行為	服を着る, ボタンをとめる, 帽子を被る, 靴を履く, ネクタイをしめる, ……	正装をする, 〈格式や性を示す〉
	指輪をする	〈既婚を示す〉
	バッヂをつける	〈地位を示す〉
調理行為	切る, 煮る, 混ぜる, 味つけする, 盛りつける, ……	ボルシチを作る
制作行為	くっつける, さしこむ, ネジを巻く, ……	機械を組み立てる
遊戯行為	駒を並べる, 駒を動かす, ……	将棋をさす
発話行為	「バカヤロウ」と言う	〈罵倒する〉
	「ありがとう」と言う	〈謝意を表す〉
	「君はクビだ」と言う	〈解雇を宣言する〉
	↓ (一般化) 有意味の言語音声を発音する	〈ある発話内行為 を遂行する〉 ↓ (一般化) 発話内行為の内部へ

発話内行為 (illocutionary act) = 発話行為と同時に意図的に遂行される高次の行為
 〈事実を報告する〉, 〈意見を主張する〉, 〈自分の考えを述べる〉, 〈感情を表現する〉,
 〈未来の予定を言う〉, 〈命令する〉, 〈依頼する〉, 〈忠告する〉, 〈勧誘する〉, 〈質問する〉,
 〈意志表示する〉, 〈約束する〉, 〈命名する〉, 〈賭ける〉, 〈行事を進行する〉, 〈判決を下す〉,
 〈承諾する〉, 〈断る〉, 〈叱る〉, 〈料理を注文する〉, 〈誓う〉, 〈詩を詠じる〉, 〈祈りを捧げる〉, ……

本節では、Austin, Searle の説に依拠しながら、日本語の発話機能論に至る前提理論としての発話行為論の枠組みを示しておきたい。[図1]に基づいて説明する。

まずはじめに発話行為⁴⁾が論じられているレベルについて確認をしておきたい。発話行為とは人間の諸行為の一つで、言語音声を発し（あるいは文字を筆記し）、それによって何らかの意味を表現する行為のことである。

次に、[図1]では、人間が意志的に行い得る諸行為のうち、第一義的に行為であるレベルのものだけを集めた。太線の上は動物の意志的行為として共通しているもの、太線の下は人間に限られるものである。

人間の諸行為はその記号性に依拠して、高次の行為を兼ねることになる。例えば、「切る、炒める、煮る」などの一連の行為が一定の目的を持つならば、「ボルシチを作る」という高次の行為を兼ねることになる。動物の行為にもそのような記号性はあり得る。例えば「走る」行為は、獲物を「追う」行為や、猛獣から「逃げる」行為を兼ねることがある。それは「走る」行為が目的に基づいてるとみなされた時に、そのような記号性が発生するのである。

発話行為が発話内行為を兼ねるのも、発話行為の記号性に由来するものである。ただし、「走る」行為の記号性と発話行為の記号性には、重要な質的相違がある。厳密な意味で「走る」行為に「追う」行為をかねさせるのは行為者の意図である。しかし、意図は外に表れていない。ネズミの後を猛然と走る猫の姿から、第三者である観察者がネズミは「逃げ」、猫は「追って」いるのだと、それらの意図を類推しているのに過ぎない。

それに対して、発話行為はそれ自体が記号である。従って、ある人物が「バカヤロウ！」と発話した場合、その発話者が聴者を罵倒しようとした意図が、発話内容に表現されている。それによって、この話者が発話行為と同時に「罵倒」行為という高次の行為を兼ねて行ったことが、類推ではなく、その発話それ自体によって認められる。仮に発話者が自分にそのつもりはなかった（別の意図があった）と後で言ったとしても、意図だけでは、発話それ自体の記号性を無効にすることはできない。このような記号性を有する行為として、発話行

為以外では、身振り行為やある種の装着行為の中にも認められる。これを他の高次の行為と区別するために〈 〉で示した。

その罵倒行為が、聴者を怒らせるという、更に高次の目的を意図して発されたものである可能性もある。これが、発話媒介行為 (perlocutionary act) である。つまり、「バカヤロウ！」という言語音声を発する行為 (発話行為) は、罵倒行為 (発話内行為) と聴者を怒らせる行為 (発話媒介行為) を兼ねていたことになる。先に述べた、「走る」行為が兼ねた「逃げる」行為は、意図達成に至るまでの語用論的性質において「発話媒介行為」と同レベルに属するものである。いわば、「走る」行為の媒介行為だったわけである。そのように考えると、人間のあらゆる行為は、対人関係の上で語用論的な「媒介行為」を兼ね得ることになる。しかし、「媒介行為」の記号性は一回的、偶然的であるのに対し、発話内行為の記号性は社会的で、規則的なコードを有する。故に、発話の文法構造の分析と密接に関係している。これによって、その研究は言語の構造と機能の相関関係の記述となる。

このように三重の行為を兼ねる記号的行為には、身振り行為などもあるが、人間の社会的行為の多くが発話内行為の記号性によって遂行されるという点で、発話内行為ほど多様化し、複雑化した行為はない。

他の一般の行為の「媒介行為」は、より均質的なしかたで重層化していく。「走る」ことが「逃げる」ことを兼ね、「逃げる」ことが「聴者をあきらめさせる」ことを兼ね、「聴者をあきらめさせる」ことが「自分の罪が免除される」ことを兼ね……、といった具合にいくらでも重層化していくことができるが、そのいずれの段階をとっても、新しく生じる行為は「媒介行為」である。人間の行為には上に挙げたもの以外にも様々あるが、何がプリミティブな行為で、何が高次であるかは厳密には認定しがたい。上の [図1] の中では、高次の行為が単に「目的」や「行為の集合」を表しているようなものも含まれている。いずれにせよ、それらの中に、行為によって示される記号性というものはない(「将棋をさす」のように、行為の及ぶ対象が持っている記号性については考慮していない)。

次に挙げるのは人間の諸行為のいくつかの例だが、何をプリミティブな行為とするかは難しい。例えば、「買う」の低次の行為の一つは「支払う」だとしても、その更に低次として、「金を渡す」があるかもしれない、といった具合にである。

居住行為：布団をひく，ドアを開ける，電気をつける，鍵をかける，……

美化行為：掃除する，洗濯する，化粧する，散髪する，花を生ける，……

鑑賞行為：音楽を聴く，絵を見る，映画を見る，花を觀賞する，……

売買行為：買う，売る，譲る，支払う，貸す，貯金する，……

学習行為：練習する，勉強する，習得する，暗記する，……

思考行為：考える，計算する，推測する，判断する，……

5. まとめ

以上、本稿で述べてきたことを整理すると、日本語の構造と機能の相関関係を記述するための大前提として、発話機能論の流れを概観した。言語機能論はもともと抽象的、哲学的な議論であったが、Searle の発話行為論によって発話機能の緻密な記述を指向する道筋が示されたと言える。

その見地を援用して述べるならば、人間の行為の中でも、発話行為だけはその複雑な社会的コードを背景として高次の発話内行為を同時に遂行する。その発話内行為の素材としての言語そのものの記号性を記述することが、発話機能の記述につながっていくということである。

注

- 1) 言語機能 (linguistic function) という用語は極めて多義的に用いられる。統語機能 (syntactic function) や音韻論における素性としての機能 (function) などなど。さらに、「言語機能」という訳語は、生成文法・言語発達理論における linguistic faculty の訳語としても用いられる。本稿では、強いて限定的に言うとすれば、言語の社会的機能 (social function) という意味で用いている。人間が社会的文脈 (生活における人との関わり) の中で言語がどのような目的のもとに発されて、その役割を果たしていくか、ということについてである。
- 2) このことは、遂行動詞 (省略された第一人称主語を含めるなら遂行節) を有する

「転勤を命じる」と、そうでない「転勤しなさい」が意味的に全く等価であると主張しているわけではない。前者は会社の上司が一定の権限をもって遂行するが、後者は選択権を有する聴者に、第三者がただ助言をしているだけかもしれない。この点で Searle の理論は Ross の遂行分析とも一線を画している。

- 3) directives が「聴者拘束」とはならないところに、directives と commissives との非対称性が表れている。directives の発話に沿った行為がなされるかどうかは、いかに強権的な発話であっても最終的には異なる意志を有する聴者に委ねられることになるが、commissives の発話は話者自身においてなされたものであるがゆえに、行為が実行されなければ、その発話が不誠実なものだったことになる。従って話者自身を拘束する力が発生する。このように両者は非対称的である。
- 4) 「発話行為」については原語との対応を示さなかったが、その二つの理由について、少し長くなるが補足したい。

Searle は Austin の locutionary act (発話行為) と illocutionary act (発話内行為) の区別を批判し、有意味な言葉を発する行為としての locutionary act に替わるものとして、意味を一切考慮しない utterance act (発言行為と訳される) という範疇を提案した。彼は、形式(音声・文字)と意味との関係を念頭に置いて、意味を捨象した形式を発する行為として utterance act を立てたのである。この批判は正当なものと理解できる。本稿においても「高次の行為を同時に遂行する」という概念は、意味付与の段階を高次と認めているわけである。例えば、「首を横に振る」行為それ自体は無意味な体操行為であって、その記号性の解釈の次元において〈否定する〉行為が同時に遂行されるとみなされる。それと並行的な関係を想定するならば、発話行為の時点では意味解釈が関与する必要はない。ただ、Austin の意を汲んで弁護するならば、恐らく Austin は、locutionary act を意味行為と考えたのではなく、発話内行為を同時に遂行し得る発話に考察対象を限定するために、「有意味な」という制限を設けたのであって、彼の locutionary act は、有意味な「音声行為」だったのではなかろうか。いずれにせよ、この件に関する議論は本稿においては特に重要な意味を持たないと考え、持ち込むことを避けるのが第一の理由である。

次に、用語そのものの関係についてである。Searle は locutionary act を utterance act に改めた以上、illocutionary act も名称を変更すべきだったし(さしずめ、inutterance act か)、そのことを Searle 自身も認めているが、彼は用語 illocutionary act を維持した。定義を変えていない illocutionary act の用語を変えたくなかったからである。それなら、用語はそのままで定義だけ変更すればよかったとも言えるが、それでは Austin との違いが明確にできなかったのだろう。日本語の用語においても、「発話行為」と「発話内行為」という両者の関係を維持したく、Searle の見解を支持するとしても、「発言行為」と「発話内行為」では関係が不明瞭である。従って用語として「発話行為」を取り、その原語については、locution-

ary act であるのか, utterance act であるのか, 明示しないことにする。

参考文献

- 大塚高信・中島文雄監修 (1982) 『新英語学辞典』 研究社
- 奥田靖雄 (1996) 「文のこと——その分類をめぐって」『教育国語』 第2期第22号 むぎ書房 2-14
- 佐久間鼎 (1941) 『日本語の特質』 育英書院 復刊1995くろしお出版
- 仁田義雄 (1979) 「日本語文の表現類型——主格の人称制限と文末構造のあり方の観点において——」『英語と日本語と』くろしお出版 287-306
- (1985) 「主格の優位性——伝達のムードによる主格の人称指定——」『日本語学』 第4巻第10号 明治書院 39-52
- AUSTIN, J. L. (1962) *How to Do Things with Words*: Harvard University Press (邦訳: 坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』 大修館書店)
- BÜHLER, K. (1934) *Sprachtheorie Die Darstellungsfunktion der Sprache*: Gustav Fischer Verlag (邦訳: 脇坂豊・植木迪子他訳 (1983) 『言語理論—言語の叙述機能』 クロノス)
- DUBOIS, J. (1973) *Dictionnaire de Linguistique*: Librairie Larousse (邦訳: 伊藤見他訳 (1980) 『ラールス言語学用語辞典』 大修館書店)
- JACOBSON, R. (1960) "Closing Statement: Linguistics and Poetics" in Sebeok (ed.), *Style in Language*: MIT Press
- HARTMANN, R. R. K. & F. C. STORK (1972) *Dictionary of Language and Linguistics*: Applied Science Publishers
- LEECH, G. (1980) *Explorations in Semantics and Pragmatics*: John Benjamins B. V (邦訳: 内田種臣・木下裕昭訳 『意味論と語用論の現在』 理想社)
- (1983) *Principles of Pragmatics*: Longman (邦訳: 池上嘉彦・河上誓作訳 (1987) 『語用論』 紀伊国屋書店)
- LEVINSON, S. C. (1983) *Pragmatics*: Cambridge University Press (邦訳: 安井稔・奥田夏子訳 (1990) 『英語語用論』 研究社出版)
- MAY, J. L. (1993) *Pragmatics An Introduction*: Blackwell (邦訳: 澤田治美・高司正夫訳 (1996) 『ことばは世界とどうかかわるか』 ひつじ書房)
- PALMER, F. R. (1986) *Mood and Modality*: Cambridge University Press
- ROSS, J. R. (1970) "On declarative sentences", in R. A. Jacobs and P. S. Rosenbaum (eds.) *Readings in English Transformational Grammar*, Ginn, 222-272
- SEARLE, J. R. (1969) *Speech acts*: Cambridge University Press (邦訳: 坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言語行為』 勁草書房)
- (1975) "A taxonomy of illocutionary acts", in K. Gunderson (ed.) *Language*,

Mind, and Knowledge, Minnesota Studies in the Philosophy of Science, Vol. VI, University of Minnesota Press

———— (1976) "The Classification of illocutionary acts", *Language in society*, 5, 1-24

———— (1977) "A Classification of illocutionary acts", in A. Rogers, B. Wall, J. P. Murphy (eds.) *Proceedings of the Texas Conference on Performatives, Presuppositions, and Implicatures*, Center for Applied Linguistics, 27-45

———— (1979a) "The Classification of illocutionary acts", *Language in society*, 8, 137-151

———— (1979b) *Expression and Meaning*: Cambridge University Press

SEARLE, J. R. and D. VANDERVEKEN (1985) *Foundations of Illocutionary Logic*: Cambridge University Press

VANDERVEKEN, D. (1990) *Meaning and Speech Acts Vol. 1*: Cambridge University Press (久保進監訳 (1997) 『意味と発話行為』 ひつじ書房)